

臨時福祉給付金の支給対象者の誤りについて

平成 28 年 8 月 17 日  
保 健 福 祉 部

1 臨時福祉給付金を誤って支給したことの経緯等

本年 9 月以降に支給予定の平成 28 年度臨時福祉給付金の支給準備に当たり、改めて支給要件等を見直したところ、これまで実施してきた平成 26 年度から 28 年度における支給事務において、支給対象者を抽出するに当たり、除外することとなっている市民税の課税者の「扶養親族」、「控除対象配偶者」、「配偶者特別控除対象者」及び「事業専従者」の内、「配偶者特別控除対象者」及び「事業専従者」が除外されていないことが確認されたもの。

(注) 市町村民税課税者の配偶者特別控除対象者及び事業専従者は、扶養親族に相当するものとして、給付金の支給対象者から除外される。

2 給付金システムの確認結果

項目	扶養親族	控除対象 配偶者	配偶者特別 控除対象者	事業専従者
H26 臨時福祉給付金	除外済み	除外済み	除外もれ	除外もれ
H27 臨時福祉給付金	除外済み	除外済み	除外もれ	除外済み
H28 高齢者向け給付金	除外済み	除外済み	除外もれ	除外済み

3 誤って支給した人数及び額

項目	配特者 (人)	専従者 (人)	小計 (人)	金額 (円)
H26 臨時福祉給付金 (10,000 円/人)	182	855	1,037	10,370,000
H27 臨時福祉給付金 (6,000 円/人)	168	0	168	1,008,000
H28 高齢者向け給付金 (30,000 円/人)	67	0	67	2,010,000
合計	417	855	1,272	13,388,000

(注 1) H26 給付金及び H27 給付金の対象者人数及び金額は概算であり、現在、確認中。

(注 2) H26 給付金における基礎年金受給者等を対象とした 5,000 円加算の対象者及び金額を確認中。

#### 4 発生原因

26年度臨時福祉給付金システム開発にあたり、臨時福祉給付金等支給事務局から委託業者に対し、仕様書等の交付及び説明を行った際、除外すべき「配偶者特別控除対象者」及び「事業専従者」の説明を行ったものと認識し、また、システムへの反映を確認しないまま進めてしまい、配偶者特別控除対象者及び事業専従者を除外するシステムとなっていなかった。システム完成後においても、除外が反映されているとの思い込みから、実際の運用前に除外されているかどうかの確認を十分に行っていなかった。

27年度給付金支給に当たり、事務は地域福祉課に引き継がれたが、事業専従者の除外がシステムに反映されていないことが判明したため、27年度臨時福祉給付金システムの開発に併せ対応したが、配偶者特別控除対象者については、前年度同様のまま発送した。

28年度高齢者向け給付金支給のシステム開発は、平成28年2月に行ったものであり、27年度に用いたシステムに65歳以上の条件を付した改修を行ったものであり、配偶者特別控除対象者の除外を行わないままでの対応となった。

#### 5 支給済みの給付金の対応

28年度高齢者向け給付金については確定していることから、先行して対応を進めることとし、対象者あてに文書を送付し、電話連絡の上、職員が訪問して、納付書により返納をお願いする。

26年度給付金及び27年度給付金については、確認作業中であり、確定後、対象者に同様に返納をお願いする。

国に対しては、誤支給が確認されたことを報告済みであり、今後、人数及び金額等を報告するとともに、返還についても手続きを進める。

#### 6 再発防止

平成28年度については、9月以降に28年度臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金の支給が始まるため、以下の徹底により、適正な事務処理を進める。

- ・システムに関わる職員を増やすとともに、担当による確認に加え、チームによる検討会により確認する体制とすること。
- ・チェックリストを作成し、関係職員で情報共有するとともに、委託業者との打ち合わせ等については、記録を残し、また、使用した資料等についても保管すること。
- ・システム開発後は、チェックリストにより、給付金の支給実施要綱との照合作業を複数人により行うこと。

**【参考】臨時福祉給付金支給事業の概要**

臨時福祉給付金は、平成 26 年 4 月から消費税及び地方消費税の税率が 8%に引き上げられたことに伴い、市民税の非課税者の負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的措置として支給される事業である。

また、高齢者向け給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金は、賃金引上げの恩恵が及びにくい住民税非課税の高齢者等の支援、高齢者世帯等の所得全体の底上げを図る観点に立ち、「年金生活者等支援臨時福祉給付金」として支給されるものである。

支給対象者は、1月1日（基準日）に住民基本台帳に記録されている市民で、市民税が非課税の者（市町村民税課税者の扶養親族等を除く）となっている。

本事業の事業費は、全額、国庫補助金となっている。

**【支給実績等】**

高齢者向け給付金は平成 28 年 8 月 10 日現在

年度	申請期間	支給対象 (人)	申請人数 (人)	申請率	支給人数 (人)	支給額 (千円)
H26 臨時福祉 給付金 (10,000 円/人)	H26. 6. 30 ～ H27. 1. 5	53,827 (うち加算) 27,676	49,570	92.1%	48,075 (うち加算) 26,043	610,965
H27 臨時福祉 給付金 (6,000 円/人)	H27. 9. 30 ～ H28. 1. 8	51,838	47,866	92.3%	46,566	279,396
H28 臨時福祉 給付金 (3,000 円/人)	H28. 9. 16 ～ H29. 1. 16					
H28 高齢者向け 給付金 (30,000 円/人)	H28. 3. 16 ～ H28. 6. 30	27,552	26,977	97.9%	26,937	808,110
H28 障害・遺族 年金受給者向け 給付金 (30,000 円/人)	H28. 9. 16 ～ H29. 1. 16					

(注) H26 給付金：基礎年金受給者等には 5,000 円の加算あり。

## 【用語解説】

### 「扶養親族」

その年の12月31日（年の中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、次のいずれにも該当する方

- 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）、都道府県知事から養育を委託された児童又は市町村長から養護を委託された老人である。
- 生計を一にし、その年の合計所得金額が38万円以下である。
- 青色申告の事業専従者又は白色申告の事業専従者でない。

### 「控除対象配偶者」

配偶者のうち、次のいずれにも該当する方

- その年の12月31日（年の中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、控除を受ける人と生計を一にしている。
- その年の合計所得金額が38万円以下である。  
（給与収入のみの場合：103万円以下）
- 青色申告の事業専従者又は白色申告の事業専従者でない。

### 「配偶者特別控除」

控除を受ける人と生計を一にする配偶者がいる場合で、配偶者の合計所得金額に応じて受けられる控除で、次のいずれにも該当する場合。

- 控除を受ける人のその年の合計所得金額が1,000万円以下である
- 配偶者が次のいずれにも該当する
  - イ. 申告者と生計を一にしている
  - ロ. 青色申告の事業専従者又は白色申告の事業専従者でない
  - ハ. その年の合計所得金額が38万円を超え、76万円未満である  
（給与収入のみの場合：103万円を超え、141万円未満）
- ニ. 配偶者があなたを対象として配偶者特別控除を受けていない

### 「事業専従者」

生計を一にしている配偶者その他の親族が納税者の経営する事業に従事している場合、納税者がこれらの人に給与を支払うことがある。これらの給与は原則として必要経費にはならないが、次のような特別の取扱いが認められている。

#### (1) 青色申告者の場合

一定の要件の下に実際に支払った給与の額を必要経費とする。

#### (2) 白色申告者の場合

事業に専ら従事する家族従業員の数、配偶者かその他の親族かの別、所得金額に応じて計算される金額を必要経費とみなす。